1 社随意契約する理由

業務名	神河委第1号 普通河川滝矢川改修実施設計業務委託
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第 133 条第 3 項第 2 号の規定による (性質・目的) 本件は、普通河川滝矢川改修に伴う実施設計を行う業務であります。 今回の業務委託箇所、上下流については、既に実施設計が完了しております。そのため、設計済み箇所との整合や、設計に必要な緒元等の整理が必要となります。 このことから、上下流の実施設計受託業者に業務委託することにより、上下流の整合が図られ、緒元等の整理が不要となり、価格や工程面で有利なため、下記業者と随意契約するものです。
随意契約の相手方	村上市塩町 9 番 38 号 株式会社 和建設計事務所 村上支店